

令和7年度津市地域自立支援協議会第2回人材育成ワーキンググループ会議

集中的支援の趣旨・三重県内の取組について

三重県 子ども・福祉部 障がい福祉課

※本資料は、厚生労働省から研修の資料として提供されたものを抜粋・一部改変しています。

※厚生労働省HPに掲載されている資料を一部使用しています。

集中的支援とは～加算創設の趣旨(一部抜粋)～

強度行動障害を有する児者で、状態が悪化することにより、障害福祉サービスや障害児支援(以下「障害福祉サービス等」という。)の利用希望があるにも関わらず、サービスや支援につながらない事例がある。また、障害福祉サービス等を利用していても、自傷や他害など、本人や周囲に影響を及ぼす行動が非常に激しくなり、現状の生活の維持が難しくなった児者もいる。さらに、支援現場においては、強度行動障害を有する児者の状態が悪化して、課題となる行動が頻発するような状態になった場合に、目の前の対応に追われ、支援を振り返る余裕がなくなることにより、職員が疲弊し支援力が落ちていくという状況もある。

こうした状況を踏まえて、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等(情報通信機器を用いた地域外からの指導助言を含む。)し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を当該事業所等とともにいき環境調整を進めていく、「集中的支援加算」を創設することとしたところである。

集中的支援加算の対象児者は、強度行動障害を有する児者であって、自傷や他害など、本人や周囲に影響を及ぼす行動が非常に激しくなり、現状の障害福祉サービス等の利用や生活を維持することが難しくなった児者である。集中的支援は、当該児者が生活を維持することが難しくなった背景にある、個々の障害特性に応じた支援や環境調整等を障害福祉サービス等の事業所等と共におこない、当該個々の障害特性と生活環境をアセスメントし児者の状態の軽減を図ることを目的としている。また、集中的支援の実施後も、地域において個々の障害特性に応じた支援が受けられる体制を構築することで、強度行動障害の状態を悪化させない支援体制の整備を図るものである。

【参考】状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について
(こ支障第75号障障発0319第1号令和6年3月19日)

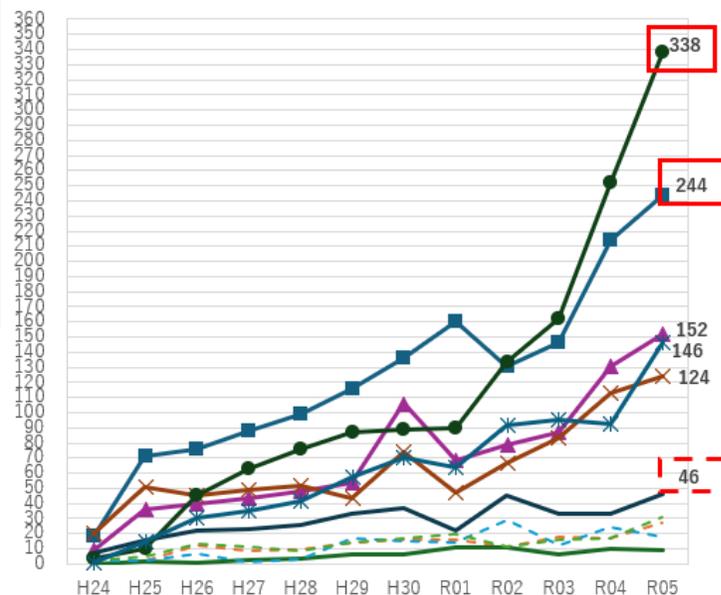
集中的支援とは～県要綱～

目的

強度行動障がいをもつ者が、安心して日常生活や社会生活が送れるよう、事業所等に対し集中的支援を実施し支援者の支援力の向上を図り、もって行動障がいの発現を抑え、**虐待を未然防止することを目的**とする。

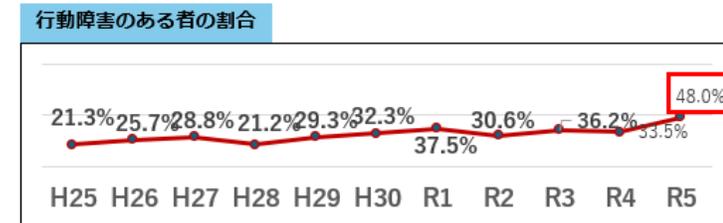
【参考】三重県虐待未然防止のための強度行動障がい児者支援事業実施要綱

障害者虐待対応状況調査 ＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞（抜粋）



- 障害者支援施設（「のぞみの園」を含む）
- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 療養介護
- ▲ 生活介護
- 短期入所
- 就労継続支援A型
- × 就労継続支援B型
- 共同生活援助
- ★ 放課後等デイサービス

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
H27	16.7%	83.3%	8.8%	2.3%	0.0%
H28	14.4%	68.6%	11.8%	3.6%	0.7%
H29	22.2%	71.0%	16.7%	5.1%	2.7%
H30	22.7%	74.8%	13.5%	4.2%	0.5%
R1	21.3%	78.7%	11.7%	3.7%	1.2%
R2	18.2%	71.6%	19.4%	5.7%	0.8%
R3	16.5%	72.9%	15.3%	6.1%	1.4%
R4	21.0%	72.6%	15.8%	3.1%	1.3%
R5	18.8%	74.3%	18.9%	3.4%	0.8%



市区町村等職員が判断した虐待の発生要因	H30	R1	R2	R3	R4	R5
教育・知識・介護技術等に関する問題	73.1%	59.8%	71.0%	64.5%	73.6%	65.4%
職員のストレスや感情コントロールの問題	57.0%	55.3%	56.8%	54.8%	57.2%	55.6%
倫理観や理念の欠如	52.8%	53.6%	56.1%	50.0%	58.1%	54.6%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	22.6%	16.2%	22.6%	22.0%	31.8%	26.9%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	20.4%	24.2%	24.2%	24.7%	31.4%	27.3%

集中的支援加算の類型

集中的支援加算(Ⅰ)【事業所訪問型】

強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合において、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市(以下「都道府県等」という。)が選定する広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等(※)を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加える。

※対象サービス:療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

※ 本加算を算定する事業所等は、都道府県等が選定する広域的支援人材に対して、本加算を踏まえた適切な額の費用を支払うこと。

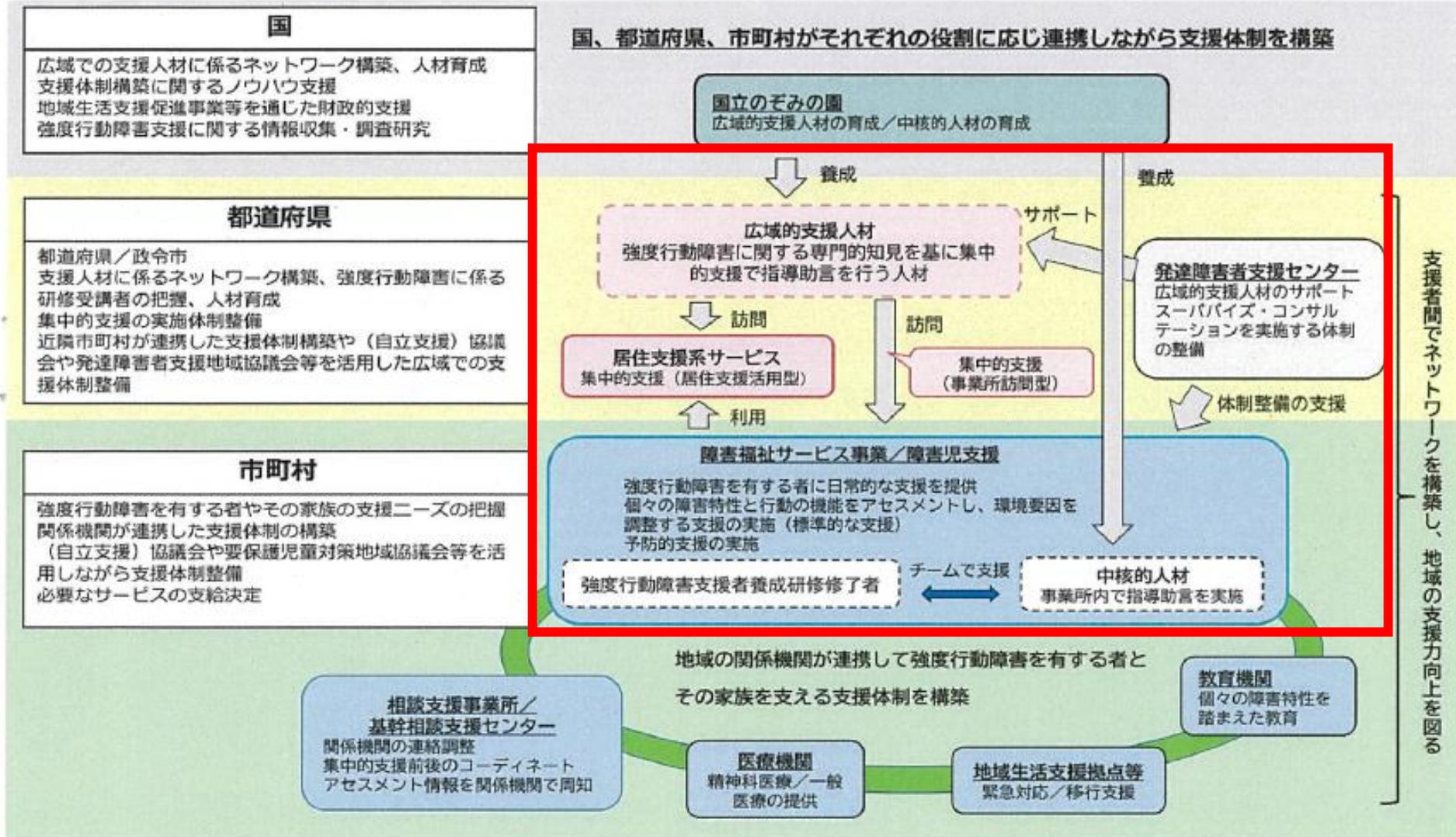
集中的支援加算(Ⅱ)【居住支援活用型】

強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合において、集中的な支援を提供できる体制を備えているものとして都道府県等が選定する指定短期入所事業所、指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所、指定障害児入所施設が、他の障害福祉サービス等を行う事業所から当該障害児者を受け入れ、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

※ 集中的支援加算(Ⅱ)を算定する場合は、集中的支援加算(Ⅰ)も算定可能。

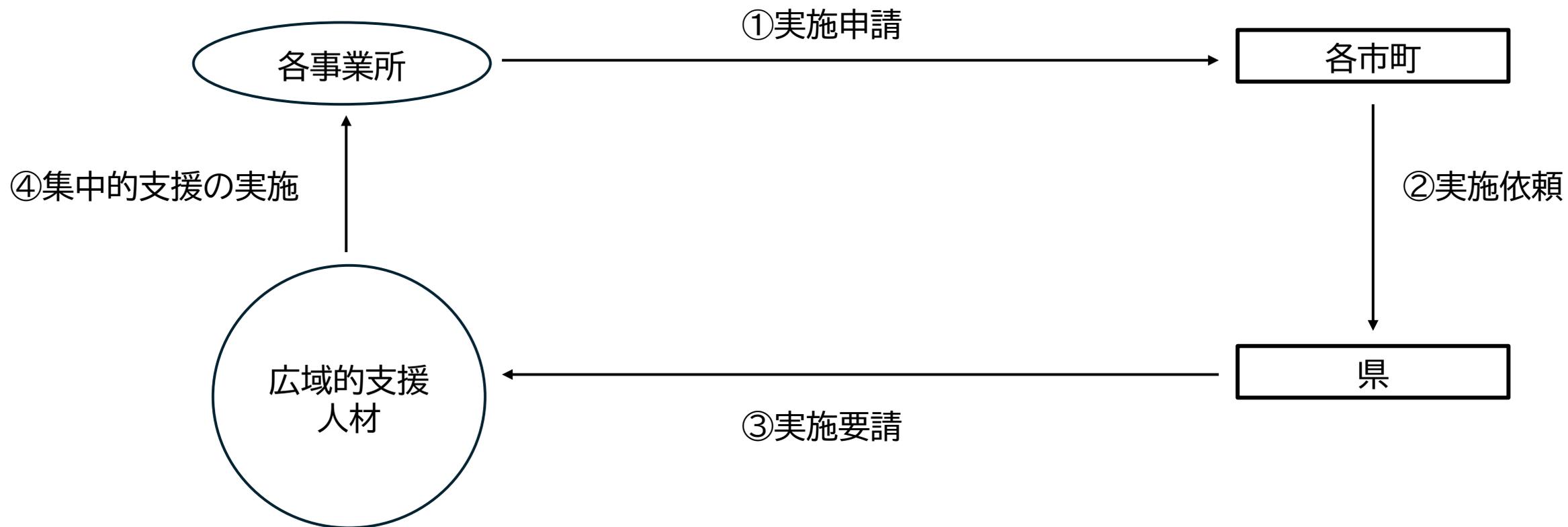
集中的支援の仕組み

参考：強度行動障害の状態にある児者の地域支援体制 ※【出典】厚生労働省



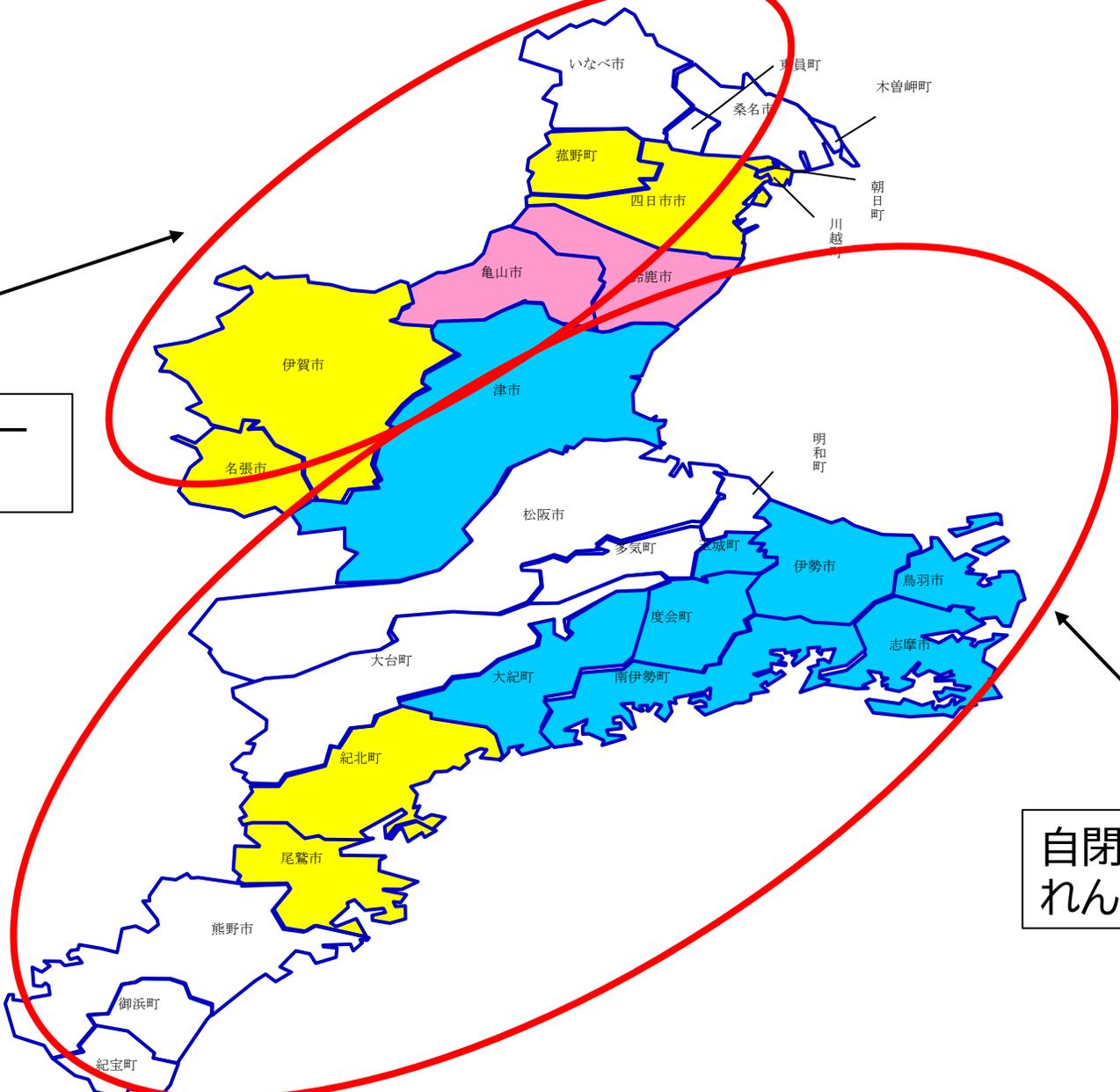
参考：令和7年度中核的人材養成研修募集要項(出典：厚生労働省)

集中的支援の仕組み【事業所訪問型】



県下の概略図

自閉症・発達障害支援センター
あさけ(※津市を除く。)



自閉症・発達障害支援センター
れんげ

【三重県虐待未然防止のための強度行動障がい児者支援事業（集中的支援）開始のお知らせ】

<https://www.pref.mie.lg.jp/SHOHO/HP/m0331100184.htm>